

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 税務2級 2020年3月受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 税務2級 2020年3月受験用』をお持ちの方が、2021年3月(148回)受験時にも、そのまま利用できるよう、お知らせするものです。

記

【所得税】**◆NISA 制度の見直し（令和2年度税制改正）**

- ① 現行の一般NISAの投資可能期間（令和5年12月31日）の終了にあわせ、新NISAが創設される。その内容は、原則として低リスクの公募等株式投資信託（特定累積投資勘定／上限：年20万円×5年間＝100万円）への積立投資を行った投資家に対して、上場株式等（特定非課税管理勘定／上限：102万円×5年間＝510万円）への投資も認める2階建ての制度であり、現行の一般NISAと同様に、非課税投資期間は最長5年間となる。なお、つみたてNISAとの併用はできず、年単位の選択制となる。
- ② つみたてNISAの投資可能期間が、令和24年12月31日まで5年延長された。
- ③ ジュニアNISAの投資可能期間が、令和5年12月31日で終了する。

◆短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の見直し（令和2年度税制改正）

適用停止措置の期限が、令和5年3月31日まで3年延長された（令和5年3月31日までは総合課税扱い）。

◆国外中古建物にかかる不動産所得の課税の適正化（令和2年度税制改正）

国外にある中古建物から生ずる不動産所得がある場合において、不動産所得の計算上生じた損失額のうち、耐用年数を簡便法や一定の書類がない見積法により計算した国外にある中古建物の減価償却費に相当する部分の損失は、生じなかったものとみなされる（損益通算の対象とならない）。令和3年分以後から適用される。

◆寡婦（寡夫）控除の見直し／ひとり親控除の新設（令和2年度税制改正）

納税者が一定の扶養親族（子以外）を有する寡婦（死別または離婚した女性／死別の場合は扶養親族なしでも可）または一定の子を有するひとり親（未婚の男性または女性）である場合に、合計所得金額が500万円以下など一定要件のもと27万円（寡婦控除）または35万円（ひとり親控除）を納税者の課税標準から差し引くことができる。

◆住宅借入金等特別控除と譲渡特例等の併用制限の強化（令和2年度税制改正）

新規住宅の居住年から3年目に該当する年中に、従前住宅を譲渡して3,000万円特別控除等の特例を受けた場合、新規住宅について住宅借入金等特別控除が適用されないこととなった（令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合）。これにより、居住用財産譲渡の課税特例を適用した年（居住年）の前2年間・居住年・居住年の後3年間の計6年間は、住宅借入金等特別控除が適用されない。

※ 住宅借入金等特別控除は、居住用財産譲渡の課税特例を適用した年（居住年）および居住年の前後2年間はもともと適用不可。

◆公的年金等控除額の速算表（令和2年以後適用分）

<65歳以上>

		公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額×25%+7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額×15%+48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

<65歳未満>

		公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額×25%+7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額×15%+48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

【相続税・贈与税】

◆特別養子縁組制度の見直し

特別養子となる者の年齢が、原則として15歳未満に変更となった。

【法人税】

◆中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し（令和2年度税制改正）

常時使用する従業員の数を500人以下としたうえで、適用期限が令和4年3月31日まで2年延長された。

◆交際費等の損金不算入制度の見直し（令和2年度税制改正）

資本金 100 億円超の大法人について接待飲食費の 50%損金算入特例が廃止された（全額損金不算入となる）うえで、適用期限が令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年延長された。

◆圧縮記帳（新規掲載）

① 圧縮記帳できる場合

- ・ 一定要件を満たす資産の交換を行った場合
- ・ 国庫補助金等や保険金等により一定要件を満たす資産を取得した場合 など

② 圧縮記帳の効果

圧縮記帳の効果は、取得した資産につき圧縮限度額の範囲内で、その帳簿価額を損金算入経理により直接減額したときには、その減額した金額を（一括して）損金算入できることにある。ただし、その後の減価償却額（総額）は、圧縮記帳をしない場合の金額に比べると、圧縮した額分だけ少なくなる。このような税効果を「課税の繰延べ」という。

③ 圧縮限度額の計算（保険金等により資産を取得した場合の計算式）

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益金の額} \times \frac{\text{代替資産の取得等に充てた保険金等の額（分母の額を限度）}}{\text{保険金等の額} - \text{滅失経費の額}}$$

$$\text{※保険差益金の額} = (\text{保険金等の額} - \text{消失経費の額}) - \text{被災資産の被災直前の帳簿価額}$$

以上